

令和5年度法定代理受領通知について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、報告します。令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

令和5年度 公定価格（一人当たり月額）

単位：円

施設名	認定区分	各月単価	0歳児		1・2歳児		3歳児		4・5歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
山崎北こども園	2・3号	4月	205,950	202,790	117,920	114,760	64,130	60,780	46,690	43,340
		5月	205,930	202,770	117,900	114,740	64,110	60,760	46,670	43,320
		6月	205,910	202,750	117,880	114,720	64,090	60,740	46,650	43,300
		7月	205,930	202,770	117,900	114,740	64,110	60,760	46,670	43,320
		8月	205,910	202,750	117,880	114,720	64,090	60,740	46,650	43,300
		9月	205,910	202,750	117,880	114,720	64,090	60,740	46,650	43,300
		10月	205,880	202,720	117,850	114,690	64,060	60,710	46,620	43,270
		11月	205,880	202,720	117,850	114,690	64,060	60,710	46,620	43,270
		12月	205,880	202,720	117,850	114,690	64,060	60,710	46,620	43,270
		1月	205,770	202,610	117,740	114,580	63,950	60,600	46,510	43,160
		2月	205,770	202,610	117,740	114,580	63,950	60,600	46,510	43,160
		3月	206,380	203,220	118,350	115,190	64,560	61,210	47,120	43,770
		施設名	認定区分	各月単価	満3歳児		3歳児		4・5歳児	
山崎北こども園	1号	4月			233,240	233,240	215,150			
		5月			233,240	233,240	215,150			
		6月			233,240	233,240	215,150			
		7月			233,240	233,240	215,150			
		8月			229,770	229,770	211,680			
		9月			229,770	229,770	211,680			
		10月			229,770	229,770	211,680			
		11月			229,770	229,770	211,680			
		12月			229,770	229,770	211,680			
		1月			228,810	228,810	210,720			
		2月			228,810	228,810	210,720			
		3月			237,360	237,360	219,270			

※副食費免除の場合（1号）各月単価に、給食実施日数（20日以上は20日）×225円（2号）各月単価に、4500円を加算